

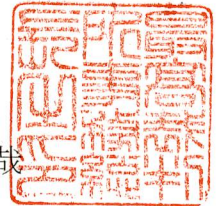
最高裁秘書第2005号

令和4年7月1日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田真哉



司法行政文書開示通知書

4月28日付け（5月2日受付、第040098号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 裁判官会議（第7回）議事録（片面で2枚）
- (2) 裁判官会議（第8回）議事録（片面で2枚）
- (3) 裁判官会議（第9回）議事録（片面で2枚）
- (4) 裁判官会議（第10回）議事録（片面で2枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

- (1) 1の(1)の文書には、個人識別情報（署名、印影及び氏名）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。
- (2) 1の(2)から(4)までの各文書には、個人識別情報（署名及び印影）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課 (文書室) 電話0-3 (4 2 3 3) 5 2 4 0 (直通)

裁判官会議（第7回）議事録

令和4年3月9日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、菅野、山口、戸倉、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、長嶺、安浪、渡邊、岡、堺各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

1 日本司法支援センター理事長の任命について

小野寺総務局長から、資料第1に基づき、標記の任命について説明があり、法務大臣からの同任命についての求意見に対し、最高裁判所として意見がない旨回答することを決定した。

2 人事について

徳岡人事局長から、資料第2に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の再任等、2の裁判官の昇給、3の法科大学院への裁判官の派遣、4の司法研修所教官等の充職等及び5の司法修習生の再採用については、いずれも原案どおり決定した。

午前10時42分終了

議長

秘書課長

裁判官会議付議人事関係事項(令和4.3.9提出)

1 裁判官の再任等について

横浜地判事(部総括)・横浜簡裁判
事

横浜地判事(部総括)・横浜簡裁判
事

高 取 真理子(44)

(令和4年4月12日限り任期終了者)

大阪高判事(部総括)

大阪高判事(部総括)

西 田 眞 基(34)

(令和4年4月12日限り任期終了者)

福岡高判事(部総括)・福岡簡裁判
事

福岡高判事(部総括)・福岡簡裁判
事

根 本 渉(34)

(令和4年4月12日限り任期終了者)

2 裁判官の昇給について

「令和4年4月1日付け裁判官昇給候補者名簿」のとおり

3 法科大学院への裁判官の派遣について

「法科大学院派遣裁判官名簿」のとおり

4 司法研修所教官等の充職等について

「司法研修所教官等名簿」のとおり

5 司法修習生の再採用について



裁判官会議（第8回）議事録

令和4年3月16日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、菅野、山口、戸倉、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、長嶺、安浪、渡邊、岡、堺各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

- 1 日本司法支援センターの中期目標を達成するための計画（中期計画）の認可について

小野寺総務局長から、資料第1に基づき、標記の認可について説明があり、法務大臣からの同認可についての求意見に対し、最高裁判所として意見がない旨回答することを決定した。

- 2 民事訴訟法第132条の10第1項の最高裁判所の定める裁判所について

門田民事局長から、資料第2に基づき、民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所について説明があり、原案どおり決定した。

- 3 人事について

(1) 徳岡人事局長から、資料第3に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、原案どおり決定及び報告がされ、2の裁判官の転補等については、原案どおり決定した。

(2) 徳岡人事局長から、資料第4に基づき、富山地方、家庭裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

富山地方、家庭裁判所長堀内照美の定年退官に伴い、名古屋地方裁判所判事吉田彩を富山地方、家庭裁判所長とする。

午前10時45分終了

議長

秘書課長

裁判官会議付議人事関係事項(令和 4. 3.16提出)

1 裁判官の退官について

依願免本官並びに兼官(令 4. 4.15)

大阪家地堺支判事補・堺簡裁判事

高 嶋 美 穂 (66)

定年退官(令 4. 4.15)

東京簡裁判事

齋 藤 章

2 裁判官の転補等について

松山地家判事補・松山簡裁判事

大阪地家判事補・大阪簡裁判事

豊 臣 亮 輔 (67)

旭川地家判事補

旭川地判事補

中 村 憲 二 (73)

裁判官会議（第9回）議事録

令和4年3月23日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、菅野、山口、戸倉、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、長嶺、安浪、渡邊、岡各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

1 令和4年における裁判官の視察について

大須賀秘書課長から、資料第1に基づき、標記の裁判官の視察について説明があり、原案どおり決定した。

2 令和4年度高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催について

小野寺総務局長から、資料第2に基づき、標記の開催について説明があり、原案どおり決定した。

3 人事について

(1) 徳岡人事局長から、資料第3に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の転補等及び2の裁判官の再任等については、いずれも原案どおり決定し、3の令和4年春の藍綬褒章受章者の内定については、報告がされた。

(2) 徳岡人事局長から、資料第4に基づき、名古屋高等裁判所長官の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

名古屋高等裁判所長官白井幸夫の定年退官に伴い、横浜地方裁判所長官藤丈士を名古屋高等裁判所長官とし、その後任者を東京高等裁判所判事足立哲とする。

午前10時52分終了

議長

秘書課長

裁判官会議付議人事関係事項(令和4.3.23提出)

1 裁判官の転補等について

名古屋地判事(部総括)・名古屋簡
裁判事

東京高判事・東京簡裁判事

上村考由(50)

葛城簡裁判事・五條簡裁判事・宇陀
簡裁判事

葛城簡裁判事・五條簡裁判事

仙波陽子

鹿児島簡裁判事・指宿簡裁判事

鹿児島簡裁判事

須田啓之

2 裁判官の再任等について

最高裁民事局参事官(東京高判事・
東京簡裁判事)

最高裁民事局参事官(東京高判事・
東京簡裁判事)

橋爪 信(52)

(令和4年4月24日限り任期終了者)

3 令和4年春の藍綬褒章受章者の内定について(報告)

「令和4年春の藍綬褒章受章者名簿(内定)」のとおり

裁判官会議（第10回）議事録

令和4年3月30日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、菅野、山口、戸倉、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、長嶺、安浪、渡邊、岡、堺各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

- 1 「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」の一部改正について

小野寺総務局長から、資料第1に基づき、標記の取扱要綱の一部改正について説明があり、原案どおり決定した。

- 2 人事について

- (1) 徳岡人事局長から、資料第2に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官、2の裁判官の転補等及び3の裁判官の海外出張については、いずれも原案どおり決定した。

- (2) 徳岡人事局長から、資料第3に基づき、千葉家庭裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

ア 千葉家庭裁判所長矢尾和子を東京高等裁判所判事（部の事務総括者）とし、その後任者を長野地方、家庭裁判所長岸日出夫とし、その後任者を名古屋高等裁判所判事（部の事務総括者）萩本修とし、その後任者を札幌高等裁判所判事（部の事務総括者）長谷川恭弘とし、その後任者を函館地方、家庭裁判所長佐久間健吉とし、その後任者を東京地方裁判所判事三木素子とする。

イ さいたま家庭裁判所長生野考司の依願免本官に伴い、名古屋高等裁判所判事（部の事務総括者）鹿野伸二をさいたま家庭裁判所長とし、その後任者を青森地方、家庭裁判所長田邊三保子とし、その後任者を盛岡地方、家庭裁判所判事加藤亮とする。

午前11時00分終了

議長

秘書課長

裁判官会議付議人事関係事項(令和4.3.30提出)

1 裁判官の退官について

依願免本官並びに兼官(令4.4.28)

仙台高判事・仙台簡裁判事

畑 一郎(39)

2 裁判官の転補等について

仙台高判事・仙台簡裁判事

東京地判事・東京簡裁判事

竹下 慶(60)

3 裁判官の海外出張について

「裁判官海外出張者名簿」のとおり